

市民税・県民税申告についてのお知らせ

市民税課 ☎073-6630022

平成20年度 市民税・県民税の申告が始まります。

平成20年度の市県民税・国民健康保険税は、この申告に基づき課税されます。申告がおくれますと、国民健康保険税の軽減措置や介護保険料・高額療養費の負担額などあらゆる面に支障をきたします。また、申告がないと所得証明など税関係証明も発行できません。

申告についての詳しい内容は、1月下旬に送付予定の申告書および同封のしおりをごらんください。

「所得税の確定申告について」

市役所での受付は、「還付申告のみ」です。消費税や所得税が生じる人は、沖縄税務署で申告してください。

「郵送による申告の受付について」

前年中に所得のなかった人、または源泉徴収票などの必要書類が整っている人は申告書を郵送してもかまいません。(但し、事業所得・不動産所得のある人は除きます。)

※指定日に申告できない場合は、都合の良い日を選び、必ず期限内に申告してください。

※毎年、3月に入りますと大変混み合い待ち時間が長くなっており、できるだけ早めに申告を済ませてください。



平成20年度 市県民税申告期間

1月31日～3月17日(土・日・祝祭日を除く)

市民税・県民税申告受付日程および会場

日付	対象地域(行政区)	時間	受付場所
1/31(木)	池味・宮城・桃原	9:30～11:30	各公民館
	上原	13:00～16:00	
	平安座	9:30～16:00	
	伊計	13:00～16:00	老人憩いの家
2/1(金)	浜・豊原・塩屋	9:30～11:30	各公民館
	比嘉・(具)前原・高江洲	13:00～16:00	
	川田	9:30～16:00	
2/4(月)	屋慶名		
2/5(火)	(与)西原・与那城	9:00～16:00	与那城庁舎
2/6(水)	照間・饒辺		津堅公民館
	津堅	10:00～16:00	
2/7(木)	平敷屋・平安名	9:00～16:00	勝連シビックホール
2/8(金)			
2/12(火)	南風原・内間		
2/13(水)	港・東山・旭・松島・宮前	9:00～16:00	石川会館ホール
2/14(木)	曙・南栄・城北・中央・美原		
2/15(金)	伊波・嘉手苺・山城・(石)前原・東恩納		
2/18(月)	栄野比・上江洲・(具)西原	9:00～16:00	具志川庁舎 1階市民ロビー
2/19(火)	平良川・上平良川		
2/20(水)	安慶名・江洲		
2/21(木)	昆布・米原・川崎		
2/22(金)	兼箇段・大田		
2/25(月)	宮里・喜仲		
2/26(火)	志林川・みどり町		
2/27(水)	具志川・田場		
2/28(木)	赤野・宇堅・天願		
2/29(金)	赤道・新赤道		
3/3(月)～ 17(月)	市内全域		

◎12:00～13:00は休憩時間になります。ご了承ください。

税制改正による平成20年度の市県民税の変更点について

①住宅ローン控除の市・県民税への適用について

住宅ローン控除額を所得税から控除できなかった分は市・県民税(所得割)から控除されます。適用を受けるには申告が必要です。

・対象となる方 平成11年1月1日から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けていて、所得税から控除しきれない額があった方。

・提出する申告書 「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」
・提出方法
「所得税の確定申告をされない方」
源泉徴収票を添付して市へ提出
「所得税の確定申告をされる方」
所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

・申告期限
平成20年3月17日(月)

②損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

・地震保険料の2分の1(上限2万5千円)が控除対象になりました。

・経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従来の損害保険料控除が適用されます。

・短期損害保険料控除は廃止されました。